

大阪市認知症高齢者等見守りネットワーク事業

行方不明時の早期発見事業のご案内

本事業は、認知症高齢者等で徘徊の可能性のある方を事前にご登録いただき、徘徊等で行方不明となられた方を、地域の協力者のご協力を得て早期発見につなげる事業です。

対象者 認知症等高齢者、若年性認知症、認知症等の疑いにより徘徊の可能性のある方 など

申請者 本人・家族・担当のケアマネジャー・成年後見人

対象者 行方不明の可能性のある方(対象者)の氏名、身体的特徴、写真等の情報を申請登録



行方不明者の発見協力をお願いについて

本事業は、認知症等で徘徊の可能性のある方に事前登録していただくことで、警察に捜査依頼をされたのち、ご連絡いただき、協力者のみなさま方のご協力を得て、早期発見見守りネットワークを構築していく事業です。

地域のみなさま方には、協力者としてご登録いただき、徘徊等で行方不明となられた方の早期発見・保護へのご協力をお願いします。協力者のご登録については、見守り相談室までお願いします。(個人で登録される方は、認知症サポーター養成講座受講後、ボランティア登録をお願いします。)

是非、協力者ご登録に、ご協力をお願いします。

見守り相談室開設時間

- 月～金曜日 9:00～19:00
●土曜日 9:00～17:30
※日曜・祝日はお休みです

問合せ見守り相談室 ☎6957-7301 FAX6957-7282 mimamori@sansan-asahi.or.jp

「認知症サポーター養成講座」開催のお知らせ 無料

認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を暖かく見守る応援者となって活動してみませんか。

日時 11月16日(水) 15:00～16:00 場所 旭区社会福祉協議会 3階 多目的室 旭区高殿6丁目16-1(旭区在宅サービスセンター内)

対象 旭区内在住・在勤・在学の方 定員 20名(先着順) 主催 旭区キャラバン・メイト連絡会

※講座終了後、希望者は施設等での活動へつながっています。旭区キャラバン・メイトボランティアがお手伝いします。

申込み 旭区社会福祉協議会 問合せ ☎6957-2200(担当:馬淵・丸野)



第8回 子育てわいわい広場inASAHI開催

7月7日、区民センター大ホール、小ホールにて、旭区長の挨拶で始まり、賑やかに開催されました。晴天に恵まれ、今年から新しくダンボール迷路や、親子で楽しく遊べるコーナー、白バイや消防車との記念撮影会、歯の相談・医療相談コーナー、工作やおもちゃの修理などをはじめ、パフォーマンスタイムでのギター演奏や人形劇、紙芝居、体操と盛りだくさんの内容で、330人を超える参加者が来場し、盛大に開催されました。



旭地区募金会より

今年度も、10月1日より共同募金の募金活動が始まります。みなさまの募金は、身近な地域福祉活動に活用されています。
※詳細については、大阪府共同募金会ホームページでご確認ください。

http://www.akaihane-osaka.or.jp

皆様のご協力を、よろしく願いいたします。

赤い羽おおさか 検索



旭警察署よりお知らせ

防犯速報

平成28年9月 旭警察署

注意 還付金等詐欺多発!

「ATMで医療費の返金します」はすべて詐欺!

還付金等詐欺の手口

犯人は市役所や社会保険事務所等の職員を名乗り、「医療費の過払い金があるので、コンビニやスーパーのATMに行ってください」などと電話をかけてきます。



犯人の指示通りに、ATMを操作してしまうと、大切な資産を犯人の口座に振り込む手続きをさせられてしまいます。



被害を防ぐために

万が一、携帯電話をしながらATMを操作されている高齢者を見かけたら...まずは声掛けをお願いします!

あやしいと感じたら すぐに警察へ通報してください!

問合せ旭警察署 ☎6952-1234

旭消防署よりお知らせ

ご自宅の「火災警報器」の点検はお済ですか?



住宅火災による死者は増加傾向にあり、就寝時間帯に集中しています。住宅用火災警報器の設置により、全国の住宅火災(放火又は放火の疑いのある火災を除く)の死者数・焼損床面積・損害額が、減少しています。

住宅用火災警報器による「火災の早期発見」で初期消火、早期避難をすることであなたの住まいと生命を火災から守りましょう。

住宅用火災警報器は、電器店、メーカー代理店、ホームセンター、セキュリティ事業者などで取り扱っており、ご自身で設置することができます。

住宅用火災警報器には規格があり、日本消防検定協会が行う鑑定に適合したもの(鑑定マーク(NS)が付いているもの)は、国が定める規格に適合していますので、購入の際の目安としてください。

住宅用火災警報器の点検は?

住宅用火災警報器にホコリなどが付くと火災を感知しにくくなります。ご自身で半年に1回ぐらい掃除機等でほこりを取り定期的に作動点検(住宅用火災警報器本体の点検ボタンを押下又は点検スイッチ紐を引っ張るなど)を行いましょう。

不適切な訪問販売等にご注意!!

消防職員が、住宅用火災警報器や住宅用消火器などを訪問販売することは決してありません。

「おかしいな」と思ったり、被害に遭った時は、すぐに相談を...

問合せ旭消防署 ☎6952-0119